

建設工事における現場代理人兼務の取扱い要領

1 目的

上越市ガス水道局（以下、「局」という。）が発注する工事の地元事業者の受注促進を図るため、同一人の現場代理人が他工事と兼務できる場合について定めるものとする。

2 対象工事

以下の要件をすべて満たす工事を5件まで（当初請負金額の合計が7,000万円未満まで）兼任できる。

① 局または上越市が発注した工事であること。

※工事の種類は問わない、例えば「土木一式」と「建築一式」の兼任も可とする。

② 当初請負金額が一件3,500万円未満の工事であること。

③ 常に携帯電話等で連絡が取れる体制にあること。

※当初請負金額が一件3,500万円以上の場合は、密接な関係のある工事、または施工にあたり相互に調整を要する工事で、現場の相互の間隔が10キロメートル程度以内を条件に2件まで兼任できる。

3 兼務の承認

現場代理人兼務の承認にあたっては、工事現場内の管理等の現場代理人として職務の遂行に支障がないと判断されたときに承認するものであり、以下の①から③により承認までの事務を行う。

① 現場代理人の兼務を希望する事業者は「現場代理人兼務承認申請書」（様式1）を局（契約担当部署）に提出する。

② 局は、現場代理人兼務承認申請書に基づき、上記「2対象工事」の①～③に掲げる要件を全て満たしていることを確認する。

③ 局は兼務の可否を「現場代理人兼務承認（不承認）通知書」（様式2）により事業者に通知する。

4 兼務中の注意事項

以下に掲げる事項を厳守すること。なお、不備が認められるときは、現場代理人兼務の承認を取消す場合がある。

① 兼務期間中は兼務を承認したいずれかの工事現場に駐在していること。

② 各工事現場の安全管理等を徹底すること。

5 その他

① 予定価格が130万円以下の工事の取扱い

現場代理人の常駐を求めているいないため、本要領の対象工事には該当しない。

② 増額の変更契約に伴う取扱い

増額により変更後の請負額が3,500万円を超えた場合でも兼務は取り消さない。

③ 経費調整について

現場代理人の兼務に伴う経費調整は行なわない。

(様式1)

現場代理人兼任承認申請書

年 月 日

(宛先) 上越市ガス水道事業管理者

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

下記の工事について現場代理人を兼任したいので申請します。

現場代理人氏名	
連絡体制	携帯電話により常時連絡可能(電話番号:)

工事 1	工事番号		協議日	年 月 日
	工事名			
	発注者(課名)		監督員	
	工事場所	上越市 地内	請負(契約)金額	円
	工期	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	主任技術者		監理技術者	
工事 2	工事番号		協議日	年 月 日
	工事名			
	発注者(課名)		監督員	
	工事場所	上越市 地内	請負(契約)金額	円
	工期	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	主任技術者		監理技術者	
工事 3	工事番号		協議日	年 月 日
	工事名			
	発注者(課名)		監督員	
	工事場所	上越市 地内	請負(契約)金額	円
	工期	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	主任技術者		監理技術者	
工事 4	工事番号		協議日	年 月 日
	工事名			
	発注者(課名)		監督員	
	工事場所	上越市 地内	請負(契約)金額	円
	工期	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	主任技術者		監理技術者	
工事 5	工事番号		協議日	年 月 日
	工事名			
	発注者(課名)		監督員	
	工事場所	上越市 地内	請負(契約)金額	円
	工期	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	主任技術者		監理技術者	

(裏面に留意事項等を記載)

(留意事項)

- (1) 兼任できる工事件数は、当初請負金額が1件3,500万円未満の工事で、兼任する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満で5件以内であること。
なお、当初請負金額が1件3,500万円以上の工事は、密接な関係のある工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で現場の相互の間隔が10km程度以内の2件までとする。
- (2) 兼任する工事の記載順は、契約日の早いものから順に記載すること。
- (3) 発注者(課名)欄は、当該工事の監督員の所属部署とし、上越市 ○○○○課(○○○区○○○○グループ)又は上越市ガス水道局 △△△△課(○○○営業所)と記載すること。
- (4) 申請書は両面印刷とし、兼任する各工事の監督員と協議し、承諾を得た上で契約担当部署に提出すること。(契約締結日から起算して7日以内)
- (5) 予定価格が130万円以下の工事については、対象工事には該当しない。

※以下は発注者記入欄です。

(契約担当部署決裁欄)

課長	副課長	係長	※現場代理人の兼務について <input type="checkbox"/> 施工管理上問題ないと思われるので、兼務を承認する。 <input type="checkbox"/> 以下の理由により、兼務を不承認とする。 (理由:)

(様式2)

現場代理人兼務承認（不承認）通知書

年 月 日

(申請者)

様

上越市ガス水道事業管理者

印

下記の工事の現場代理人を兼務としたい旨の申請について、次のとおり通知します。

工事1	工事番号	
	工事名	
工事2	工事番号	
	工事名	
現場代理人氏名		
該当する方に○がついています。		施工管理上問題ないと思われるので、兼務を承認する。
		不承認とする。(理由：)

(付 記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、ガス水道事業管理者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)